

ライフポートとよはし

1 勤労者会館施設利用料金の限度額

区分	時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1会議室		円 940	円 1,260	円 940	円 3,140
		1,880	2,520	1,880	6,280
第2会議室		940	1,260	940	3,140
		1,880	2,520	1,880	6,280
第3会議室		550	700	550	1,800
		1,100	1,400	1,100	3,600
展示室		860	1,190	860	2,910
		1,720	2,380	1,720	5,820
音楽室		770	1,010	770	2,550
		1,540	2,020	1,540	5,100
軽運動室		1,430	1,900	1,430	4,760
		2,860	3,800	2,860	9,520
実習室		770	1,010	770	2,550
		1,540	2,020	1,540	5,100
和室		300	370	300	970
		610	760	610	1,980

備考

- 1 第5条第1項の規定に該当する場合（勤労者にあつては、45歳以下の者が利用する場合に限る。）は上段の額、同条第2項の規定に該当する場合は下段の額とする。
- 2 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前の、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

- 3 収益を目的として入場料若しくは会費の類を徴収する場合又は企業活動に利用する場合の利用料金は、当該利用料金の3倍の額とする。

2 勤労者会館設備利用料金の限度額

区分	時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
液晶プロジェクター		円 280	円 360	円 280	円 920
		560	720	560	1,840
ピアノ		460	<u>630</u>	460	<u>1,550</u>
		920	<u>1,260</u>	920	<u>3,100</u>

備考

- 第5条第1項の規定に該当する場合（勤労者にあつては、45歳以下の者が利用する場合に限る。）は上段の額、同条第2項の規定に該当する場合は下段の額とする。
- この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前の、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

1 教育会館施設利用料金の限度額

区分	時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1研修室		円 <u>2,380</u>	円 <u>3,170</u>	円 <u>2,380</u>	円 <u>7,930</u>
第2研修室		<u>3,170</u>	<u>4,300</u>	<u>3,170</u>	<u>10,640</u>
第3研修室		<u>2,380</u>	<u>3,170</u>	<u>2,380</u>	<u>7,930</u>
第4研修室		<u>1,900</u>	<u>2,540</u>	<u>1,900</u>	<u>6,340</u>

## 備考

- この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前の、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。
- 収益を目的として入場料若しくは会費の類を徴収する場合又は企業活動に利用する場合の利用料金は、当該利用料金の3倍の額とする。

### 2 教育会館設備利用料金の限度額

区分	時間	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
		円	円	円	円
16mm映写機		<u>580</u>	<u>740</u>	<u>580</u>	<u>1,900</u>
スライド映写機		<u>580</u>	<u>740</u>	<u>580</u>	<u>1,900</u>
拡声装置		<u>580</u>	<u>740</u>	<u>580</u>	<u>1,900</u>
液晶プロジェクター		<u>580</u>	<u>740</u>	<u>580</u>	<u>1,900</u>
オーバーヘッドプロジェクター		180	240	180	600

備考 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前の、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

### 1 男女共同参画センター施設利用料金の限度額

区分	時間	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
		円	円	円	円

第1研修室	<u>770</u>	<u>1,010</u>	<u>770</u>	<u>2,550</u>
	<u>1,540</u>	<u>2,020</u>	<u>1,540</u>	<u>5,100</u>
第2研修室	<u>770</u>	<u>1,010</u>	<u>770</u>	<u>2,550</u>
	<u>1,540</u>	<u>2,020</u>	<u>1,540</u>	<u>5,100</u>
第3研修室	<u>770</u>	<u>1,010</u>	<u>770</u>	<u>2,550</u>
	<u>1,540</u>	<u>2,020</u>	<u>1,540</u>	<u>5,100</u>
会議室	<u>700</u>	<u>940</u>	<u>700</u>	<u>2,340</u>
	<u>1,400</u>	<u>1,880</u>	<u>1,400</u>	<u>4,680</u>
美術工芸室	<u>1,190</u>	<u>1,560</u>	<u>1,190</u>	<u>3,940</u>
	<u>2,380</u>	<u>3,120</u>	<u>2,380</u>	<u>7,880</u>
調理実習室	<u>1,980</u>	<u>2,620</u>	<u>1,980</u>	<u>6,580</u>
	<u>3,960</u>	<u>5,240</u>	<u>3,960</u>	<u>13,160</u>
和室1	<u>550</u>	<u>700</u>	<u>550</u>	<u>1,800</u>
	<u>1,100</u>	<u>1,400</u>	<u>1,100</u>	<u>3,600</u>
和室2	150	220	150	520
	300	450	300	1,050
フィットネスルーム	<u>1,980</u>	<u>2,620</u>	<u>1,980</u>	<u>6,580</u>
	<u>3,960</u>	<u>5,240</u>	<u>3,960</u>	<u>13,160</u>
ーム	個人利用	普通利用券	1回	100円
	(女性に限る。)	回数利用券	11枚つづり	1,000円

#### 備考

- 第14条第1項の規定に該当する場合は上段の額、同条第2項の規定に該当する場合は下段の額とする。
- この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前の、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。
- 収益を目的として入場料若しくは会費の類を徴収する場合又は企業活動に利用する場合の利用料金は、当該利用料金の3倍の額とする。

- 4 前3項の規定は、フィットネスルームの個人利用については適用しない。

2 男女共同参画センター設備利用料金の限度額

区分	時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
スライド映写機		円 280	円 360	円 280	円 920
		560	720	560	1,840
液晶プロジェクター		280	360	280	920
		560	720	560	1,840
オーバーヘッドプロジェクター		90	120	90	300
		180	240	180	600

備考

- 第14条第1項の規定に該当する場合は上段の額、同条第2項の規定に該当する場合は下段の額とする。
- この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前の、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

コンサートホール等施設利用料金の限度額

施設名	区分	時間	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
コンサートホール	ホール		円	円	円	円
		平日	<u>16,800</u>	<u>26,760</u>	<u>35,650</u>	<u>79,210</u>
		日曜日、土曜	<u>22,400</u>	<u>35,680</u>	<u>47,540</u>	<u>105,620</u>

	日及び休日				
	リハーサル室(1)	<u>1,400</u>	<u>2,050</u>	<u>2,870</u>	<u>6,320</u>
	リハーサル室(2)	440	<u>610</u>	<u>930</u>	<u>1,980</u>
	ソリスト室	440	440	<u>610</u>	<u>1,490</u>
	指揮者室	<u>610</u>	<u>610</u>	<u>770</u>	<u>1,990</u>
	楽員室(1)	<u>1,260</u>	<u>1,260</u>	<u>1,750</u>	<u>4,270</u>
	楽員室(2)	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,400</u>	<u>3,600</u>
中ホール	ホール	<u>6,720</u>	<u>11,040</u>	<u>14,700</u>	<u>32,460</u>
	楽屋(1)	300	300	450	1,050
	楽屋(2)	300	300	450	1,050
	講師控室	300	300	450	1,050

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前の、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。
- 3 入場料又は会費の類を徴収する場合の利用料金は、当該利用料金の倍額とする。
- 4 収益を目的として入場料若しくは会費の類を徴収する場合又は企業活動に利用する場合の利用料金は、当該利用料金の3倍の額とする。
- 5 練習又は準備のためホールを利用する場合の利用料金は、当該利用料金の5割の額とする。

1 コンサートホール等舞台照明設備利用料金の限度額

施設名	等級	時間	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時	午後5時から午後9時	午前9時から午後9時

	種別		まで	まで	まで	
		円	円	円	円	
コンサートホール	1級	シーリングスポットライト シーリングフロアスポットライト 天井反射板ライト 移動用スポットライト センターピンライト 一式	<u>10,030</u>	<u>10,030</u>	<u>13,340</u>	<u>33,400</u>
	2級	シーリングスポットライト シーリングフロアスポットライト 天井反射板ライト 一式	<u>6,820</u>	<u>6,820</u>	<u>9,060</u>	<u>22,700</u>
	3級	シーリングスポットライト1/2 シーリングフロアスポットライト 一式	<u>2,770</u>	<u>2,770</u>	<u>3,720</u>	<u>9,260</u>
中ホール	1級	サスペンションライト サイドスポットライト シーリングスポットライト 一式	<u>5,110</u>	<u>5,110</u>	<u>6,820</u>	<u>17,040</u>

	ットライト センターピンラ イト 天井反射板ライ ト 移動用スポット ライト					
2級	サスペンション ライト1/2 サイドスポット ライト1/2 シーリングスポ ットライト2/ 3 センターピンラ イト1/2 天井反射板ライ ト	一式	<u>1,700</u>	<u>1,700</u>	<u>2,240</u>	<u>5,640</u>

備考 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前の、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

## 2 コンサートホール等その他設備利用料金の限度額

区分	品目	時間		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで		
コンサート	拡声装置	円 <u>2,650</u>	円 <u>2,650</u>	円 <u>3,510</u>	円 <u>8,810</u>		
ホール音響	録音卓	円 <u>2,240</u>	円 <u>2,240</u>	円 <u>2,980</u>	円 <u>7,460</u>		



装置					
中ホール音響装置	拡声装置	<u>740</u>	<u>740</u>	<u>940</u>	<u>2,420</u>
中ホール附属設備	カラオケ機器			1曲につき	100
舞台装置	平台			1枚当たり	100
	金屏風			1回当たり	<u>1,370</u>
	大黒幕			1回当たり	<u>740</u>
楽器	フルコンピアノ	<u>5,650</u>	<u>5,650</u>	<u>7,560</u>	<u>18,860</u>
	セミコンピアノ	<u>1,910</u>	<u>1,910</u>	<u>2,540</u>	<u>6,360</u>
	グランドピアノ	<u>940</u>	<u>940</u>	<u>1,270</u>	<u>3,150</u>
	ティンパニ	<u>820</u>	<u>820</u>	<u>1,110</u>	<u>2,750</u>
	マリンバ	270	270	370	910
	オーケストラチャイム	270	270	370	910
	コントラバス	270	270	370	910
	ドラ	180	180	240	600
	バスドラム	180	180	240	600
	ビブラフォン	180	180	240	600
16mm映写機		<u>580</u>	<u>580</u>	<u>740</u>	<u>1,900</u>
スライド映写機		<u>580</u>	<u>580</u>	<u>740</u>	<u>1,900</u>
オーバーヘッドプロジェクター		180	180	240	600
液晶プロジェクター		<u>580</u>	<u>580</u>	<u>740</u>	<u>1,900</u>
電源コンセント				<u>1口当たり</u>	200

備考 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前の、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。